



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*50 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課)..... 1

*51 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (")..... 5

○ 告示

374 職員の駐在に関する告示 (行政改革課)..... 6

○ 訓令

*15 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政改革課)..... 8

*16 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (")..... 22

*17 旅券駐在員設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令 (")..... 25

*18 検査・技術支援課分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令 (")..... 25

規 則

和歌山県規則第50号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則 (昭和63年和歌山県規則第19号) の一部を次のように改正する。

第6条の表総務部の部総務管理局の款市町村課の項中「税制班」を「税政班」に改め、同表企画部の部企画政策局の款企画総務課の項中「データ利活用推進センター準備班」を「データ利活用推進班」に改め、同部地域振興局の款地域政策課の項中「土地利用・水資源班 地籍調査班」を「土地利用・水資源班」に改め、同表福祉保健部の部福祉保健政策局の款子ども未来課の項中「子育て支援班」を「子育て支援班 保育班」に改め、同款長寿社会課の項の次に次のように加える。

ねんりんピック 推進課	総務企画班 宿泊・輸送班
----------------	--------------

第6条の表福祉保健部の部健康局の款国民健康保険課の項を次のように改める。

国民健康保険課	保険指導班 国民健康保険班
---------	---------------

第6条の表県土整備部の部県土整備政策局の款用地対策課の項中「収用調整班」を「収用調整班 地籍調査班」に改め、同部都市政策局の款公共建築課の項中「指導班 営繕班」を「営繕班」に改める。

第7条第1項の表長寿社会課の項中「介護サービス指導室 ねんりんピック推進室」を「介護サービス指導室」に改め、同項の次に次のように加える。

ねんりんピック推進課	式典・事業室
------------	--------

第15条総務課の項第13号を同項第15号とし、同項第12号を同項第14号とし、同項第11号を同項第13号と

し、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 行政手続法（平成5年法律第88号）及び和歌山県行政手続条例（平成7年和歌山県条例第52号）の施行に関すること。

(12) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に関すること。

第15条行政改革課の項第5号中「事業評価」を「事務の見直し支援」に改め、同項第7号及び第8号を削り、同項第9号を同項第7号とする。

第17条企画総務課の項第13号を同項第15号とし、同項第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同項第9号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 和歌山県データ利活用推進センターの設置及び運営に関すること。

第17条企画総務課の項第8号を同項第9号とし、同項第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 特定複合観光施設の誘致に関すること。

第17条情報政策課の項第8号中「ホストコンピュータ及び」を削り、同条地域政策課の項第2号中「こと」の次に「（用地対策課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第19条環境生活総務課の項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を削り、同項第9号を同項第7号とし、同項第10号を同項第8号とし、同項第11号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第19条環境生活総務課の項第12号を同項第11号とし、同項第13号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、同条食品・生活衛生課の項第25号を同項第26号とし、同項第24号の次に次の1号を加える。

(25) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の施行に関すること。

第21条長寿社会課の項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同項の次に次の1項を加える。

ねんりんピック推進課

ねんりんピック推進課は、第32回全国健康福祉祭（以下「ねんりんピック」という。）を開催するために必要な準備を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) ねんりんピックの開催に必要な企画に関すること。

(2) ねんりんピックの広報及び県民運動に関すること。

(3) ねんりんピックの開催に必要な宿泊・輸送及び警備対策に関すること。

(4) ねんりんピックの総合開会式及び総合閉会式の開催並びに県主催行事に関すること。

(5) お成りに関すること。

(6) その他任務の達成に必要なこと。

第22条第2項を次のように改める。

2 式典・事業室においては、ねんりんピック推進課の所掌事務のうち、前条ねんりんピック推進課の項第4号及び第5号に掲げる事務を所掌する。

第23条観光交流課の項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げる。

第25条農林水産総務課の項第4号中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、同条果樹園芸課の項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号から第30号までを1号ずつ繰り上げ、同条森林整備課の項第24号を同項第25号とし、同項第23号を同項第24号とし、同項第22号の次に次の1号を加える。

(23) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の施行に関すること（森林に係る認定の基準に関することに限る。）。

第27条用地対策課の項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 国土調査法の施行に関する事(地籍調査に関する事に限る。)

第27条都市政策課の項第13号を同項第14号とし、同項第12号を同項第13号とし、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の施行に関する事(造成及び景観に係る認定の基準に関する事に限る。)

第27条建築住宅課の項第4号中「(平成19年法律第66号)」を削り、「他の課」を「技術調査課」に改め、同項第25号を同項第31号とし、同項第24号を同項第30号とし、同項第23号の次に次の6号を加える。

(24) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)の施行に関する事。

(25) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の施行に関する事。

(26) 積立式宅地建物販売業法(昭和46年法律第111号)の施行に関する事。

(27) 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)の施行に関する事。

(28) 不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)の施行に関する事。

(29) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の施行に関する事(太陽光発電設備に係る認定の基準に関する事に限る。)

第27条公共建築課の項中「及び適正な宅地建物取引の推進」を削り、第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号から第14号までを5号ずつ繰り上げる。

第28条第1項中「のうち、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行された工事の検査に関する事務」を「(前条検査・技術支援課の項第1号及び第2号に掲げる事務にあつては、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内に係るものに限る。)」に改める。

第41条第7号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の施行に関する事(林務課の所掌に属するものを除く。)

第46条第1項第50号を同項第51号とし、同項第40号から第49号までを1号ずつ繰り下げ、同項第39号の次に次の1号を加える。

(40) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事(動物医薬品に限る。)

第47条第1項に次の1号を加える。

(30) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の施行に関する事(森林に係る認定の基準に関する事に限る。)

第64条第6項第4号中「串本町」を「那智勝浦町」に改める。

第137条第21号を同条第22号とし、同条第18号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「こと」の次に「(動物医薬品を除く。)」を加え、同号を同条第18号とし、同条第7号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 住宅宿泊事業法の施行に関する事。

第210条の表中

和歌山県情報公開制度審議会	県の情報公開制度についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県総務部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	総務部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務

和歌山県行政不服審査会	行政不服審査法第81条第1項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	行政改革課
-------------	--	-------

和歌山県情報公開制度審議会	県の情報公開制度についての重要事項の調査審議に関する事務	
和歌山県行政不服審査会	行政不服審査法第81条第1項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	
和歌山県総務部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	総務部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務	

に、

和歌山県固定資産評価審議会	地方税法第401条の2の規定による固定資産の評価に関する事項の調査審議に関する事務	
---------------	---	--

を

和歌山県固定資産評価審議会	地方税法第401条の2の規定による固定資産の評価に関する事項の調査審議に関する事務	
和歌山県利用計画公募型普通財産売却等事業者選定委員会	県が所有する普通財産の利用に関する計画を公募する場合の当該普通財産の売却又は貸付けに係る事業者の選定についての審査に関する事務	管財課

に、

和歌山県地域グリーンニューディール基金活用検討委員会	和歌山県地域グリーンニューディール基金活用事業についての重要事項の調査審議に関する事務	
----------------------------	---	--

を

和歌山県太陽光発電事業調査審議会	太陽光発電事業についての重要事項の調査審議に関する事務	
------------------	-----------------------------	--

に、

和歌山県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第7条の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成に関する事、同法第4条の規定による改正後の国民健康保険法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事その他国民健康保険事業の運営に関する重要事項についての審議に関する事務	
-----------------	---	--

を

和歌山県国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する事項（国民健康保険法の定めるところにより県が処理することとされている事務に係るものであって、同法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、同法第82条の2第1項の規定による和歌山県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）についての審議に関する事務	に
-----------------	--	---

改める。

第211条第1項の表局の部局長の項中「企画部企画政策局にあつては」の次に「国際課を除き、」を加え、「ねんりんピック推進室」を「ねんりんピック推進課」に改め、同条第3項の表企画部の部国際担当参事の項中「に従事する」を「を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する」に改める。

第212条第2項の表地方機関の部次長（消防学校及び農林大学校にあつては副校長、高等看護学院及び産業技術専門学院にあつては副院長、なぎ看護学校にあつては副学校長、こころの医療センターにあつては副院長、工業技術センターにあつては副所長）の項の前に次のように加える。

参事	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。
----	-------------------------

第219条第1項の表新宮保健所所長の項中「東牟婁振興局健康福祉部長」を「技術職員である東牟婁振興局健康福祉部副部長」に、同表新宮保健所次長の項中「東牟婁振興局健康福祉部副部長」を「事務職員である東牟婁振興局健康福祉部副部長」に、同表新宮保健所串本支所長の項中「東牟婁振興局健康福祉部長」を「技術職員である東牟婁振興局健康福祉部副部長」に、同表新宮保健所串本支所次長の項中「東牟婁振興局健康福祉部串本支所次長」を「事務職員である東牟婁振興局健康福祉部串本支所次長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第51号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第14号ウ中「第7条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「又は立入検査」を「、立入検査及び質問」に改め、同号エ中「第7条の2」を「第7条の2第1項」に改め、同号カを同号クとし、同号オを同号キとし、同号エの次に次のように加える。

オ 第7条の2第2項の規定による公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置命令

カ 第7条の2第3項の規定による旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置命令

第4条に次の3号を加える。

(48) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に関する次のこと。

ア 第3条第1項、第4項及び第6項の規定による届出の受理

イ 第8条第1項（第36条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による宿泊者名簿の提出要求

- ウ 第14条の規定による定期報告の受理
- エ 第15条の規定による業務改善命令
- オ 第16条第1項の規定による業務停止命令
- カ 第16条第2項の規定による事業廃止命令
- キ 第16条第3項の規定による通知
- ク 第17条第1項及び第45条第2項の規定による報告徴収、立入検査及び質問
- ケ 第41条第2項の規定による業務改善命令

(49) 住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号）第4条第7項の規定による通知に関する事。

(50) 和歌山県住宅宿泊事業法施行条例（平成30年和歌山県条例第9号）第4条第5項の規定による届出の受理に関する事。

第4条の3第1号中ソをタとし、ケからセまでをコからソまでとし、クの次に次のように加える。

ケ 第27条の3の規定による家庭裁判所への送致

第4条の3第2号に次のように加える。

カ 第13条の2の規定による安全確認、相談及び必要な支援

第4条の4第1号中ソをタとし、ケからセまでをコからソまでとし、クの次に次のように加える。

ケ 第27条の3の規定による家庭裁判所への送致

第4条の4第2号に次のように加える。

カ 第13条の2の規定による安全確認、相談及び必要な支援

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第4条の3第1号中ソをタとし、ケからセまでをコからソまでとし、クの次に次のように加える改正規定、同条第2号に次のように加える改正規定、第4条の4第1号中ソをタとし、ケからセまでをコからソまでとし、クの次に次のように加える改正規定及び同条第2号に次のように加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第374号

和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第208条第2項の規定に基づき、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項を次のように定め、平成30年4月1日から実施する。

平成27年和歌山県告示第1377号（職員の駐在に関する告示）は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 東牟婁振興局地域振興部の職員の駐在

(1) 駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町西向193	串本駐在	一般旅券の発給申請の受理及び交付に関する事務

(2) 会計職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 東牟婁振興局串本建設部 串本古座高等学校 串本警察署	担当のかいの会計に関する事務

(3) 物品調達職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい等	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 東牟婁振興局串本建設部 畜産試験場 水産試験場 串本古座高等学校 串本警察署	担当のかい等の物品調達に関する事務

2 振興局建設部の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	和歌山市西河岸町43の1	西河岸詰所	和歌山市 海南市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
	海草郡紀美野町下佐々1099	紀美野詰所	海草郡紀美野町 海南市の一部	
日高振興局建設部	日高郡日高川町川原河230	日高川詰所	日高郡日高川町の一部 印南町の一部 みなべ町の一部	
西牟婁振興局建設部	田辺市龍神村西376	龍神駐在	田辺市の一部	1 土木事業の調査、測量、設計施行及び監督 2 出願に係る土木事業の調査、指導及び監督
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮駐在	田辺市の一部	
	田辺市龍神村西376	龍神詰所	田辺市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮詰所	田辺市の一部	

3 交通事故相談所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
和歌山県交通事故相談所	田辺市朝日ヶ丘23-1	田辺駐在	田辺市 西牟婁郡	交通事故相談に関する事務
	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	新宮駐在	新宮市 東牟婁郡	

4 田辺産業技術専門学院の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県立田辺産業技術専門学院	田辺市新庄町3353-9	分教室	情報システム科の職業訓練に関する事務

5 世界遺産センターの職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県世界遺産センター	橋本市市脇四丁目5-8	高野地域駐在	世界遺産の保全、活用及び啓発に関する事務

6 林業試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県林業試験場	田辺市中辺路町栗栖川291	中辺路試験地	林業試験地における軽易な栽培調査及び管理

7 水産試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県水産試験場	紀の川市桃山町調月32-3	内水面試験地	内水面漁業に関する調査、研究及び管理

8 農作物病虫害防除所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県農作物病虫害防除所	紀の川市粉河3336	紀の川駐在	農作物の病虫害防除に関する事務
	有田郡有田川町奥751の1	有田川駐在	
	日高郡みなべ町東本庄14 16-7	みなべ駐在	

訓 令

和歌山県訓令第15号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「行政改革担当参事」の次に「、国際担当参事」を加え、「労働政策参事及びねんりんピック担当参事」を「ねんりんピック担当参事及び労働政策参事」に改める。

別表第1局長専決事項の欄11を削り、同欄12を同欄11とし、同欄13から45までを同欄12から44までとし、同表課長専決事項の欄12（1）を次のように改める。

（1）個人情報ファイル簿の作成（第15条第1項）

別表第1課長専決事項の欄12（4）中「第23条」の次に「、第45条の8」を加え、同欄12に次のように加える。

（8）実施機関非識別加工情報の提案に係る審査（第45条の7第1項）

（9）実施機関非識別加工情報の提案に係る審査結果の通知（第45条の7第2項、第3項）

（10）実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結（第45条の9）

（11）実施機関非識別加工情報の作成（第45条の10第1項）

別表第1課長専決事項の欄45を同欄46とし、同欄16から44までを同欄17から45までとし、同欄15（3）を削り、同欄15を同欄16とし、同欄14を同欄15とし、同欄13を同欄14とし、同欄12の次に次のように加える。

13 和歌山県個人情報保護条例施行規則（平成15年和歌山県規則第90号）に関する次のこと。

（1）個人情報ファイル簿の修正（第2条第4項）

（2）個人情報ファイル簿の消除（第2条第5項）

別表第2総務部の表総務課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

2 行政不服審査法に関する次のこと。

（1）審理員候補者名簿の作成及び公表（第17条）

3 和歌山県行政不服審査法施行細則（平成28年和歌山県規則第48号）に関する次のこと。

（1）委員の全員が新たに任命されたときの審査会の招集（第8条）

別表第2総務部の表総務課の項課長専決事項の欄4（1）を同欄4（3）とし、同欄4に同欄4（1）及び（2）として次のように加える。

(1) 個人情報ファイル簿の公表(第15条)

(2) 実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集(第45条の4)

別表第2総務部の表行政改革課の項局長専決事項の欄2及び3を削り、別表第2企画部の表地域政策課の項局長専決事項の欄1を削り、同欄2を同欄1とし、同欄3を同欄2とし、同欄4を同欄3とし、同項課長専決事項の欄1を削り、同欄2を同欄1とし、別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

4 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例(平成30年和歌山県条例第16号)に関する次のこと。

(1) 認定の基準に係る審査(第11条第1項第7号、第8号、第11号、第12号)

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項部長専決事項の欄1(18)を同欄1(19)とし、同欄1(8)から(17)までを同欄1(9)から(18)までとし、同欄1(7)の次に次のように加える。

(8) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し(第12条の7第10項)

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項局長専決事項の欄1(11)を同欄1(13)とし、同欄1(7)から(10)までを同欄1(9)から(12)までとし、同欄1(6)の次に次のように加える。

(7) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定(第12条の7第1項)

(8) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定(第12条の7第7項)

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項課長専決事項の欄1(27)を同欄1(29)とし、同欄1(24)から(26)までを同欄1(26)から(28)までとし、同欄1(23)を同欄1(24)とし、同欄1(24)の次に次のように加える。

(25) 有害使用済機器の保管又は処分の業に関する届出及び変更の届出の受理(第17条の2第1項)

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項課長専決事項の欄1(22)を同欄1(23)とし、同欄1(13)から(21)までを同欄1(14)から(22)までとし、同欄1(12)の次に次のように加える。

(13) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の軽微な変更の届出の受理(第12条の7第9項)

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項課長専決事項の欄2(3)を同欄2(5)とし、同欄2(2)を同欄2(4)とし、同欄2(1)を同欄2(3)とし、同欄2に同欄2(1)及び(2)として次のように加える。

(1) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の廃止の届出の受理(第6条の7の2)

(2) 有害使用済機器の保管等に関する廃止の届出の受理(第16条の4)

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項課長専決事項の欄3(1)を同欄3(2)とし、同欄3に同欄3(1)として次のように加える。

(1) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書の受理(第8条の38の11)

別表第2環境生活部の表廃棄物指導室の項課長専決事項の欄2(6)中「届出」の次に「(土砂等の搬入の届出を除く。)」を加え、同表環境管理課の項部長専決事項の欄3に次のように加える。

(7) 汚染土壌処理業に関する譲渡及び譲受の承認(第27条の2第1項)

(8) 汚染土壌処理業に関する合併及び分割の承認(第27条の3第1項)

(9) 汚染土壌処理業に関する相続の承認(第27条の4第1項)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄3(1)中「計画変更命令」の次に「及び計画廃止命令」を加え、同欄3(3)中「ばい煙発生施設」の次に「又は特定施設」を加え、同欄3(4)中「計画変更命令」の次に「及び計画廃止命令」を加え、同欄3(5)中「改善命令」の次に「及び一時停止命令」を加え、同欄3(6)中「基準適合命令」の次に「及び一時停止命令」を加え、同欄3(7)中「計画変更命令」の次に「及び計画廃止命令」を加え、同欄3(12)を同欄3(16)とし、同欄3(11)を同欄3(15)とし、同欄3(10)を同欄3(14)とし、同欄3(9)を同欄3(10)とし、同欄3(10)の次に次のように加える。

(11) 水銀排出施設の計画変更命令及び計画廃止命令(第18条の26)

(12) 水銀排出施設の改善勧告(第18条の29第1項)

(13) 水銀排出施設の改善命令(第18条の29第2項)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄3(8)を同欄3(9)とし、同欄3(7)の次に次のように加える。

(8) 特定粉じん発生施設の改善命令及び一時停止命令(第18条の11)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄4(1)中「計画変更命令」の次に「及び計画廃止命令」を加え、同欄9(1)及び(2)中「第1種特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同欄9(3)中「第1種フロン類充填回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄9(4)を削り、同欄9(5)中「第1種フロン類充填回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄9(5)を同欄9(4)とし、同欄9(6)中「第1種フロン類充填回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者等」に改め、同欄9(6)を同欄9(5)とし、同欄9(7)中「第1種フロン類充填回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者等」に改め、同欄9(7)を同欄9(6)とし、同項課長専決事項の欄1(2)及び(3)を削り、同欄1(4)を同欄1(2)とし、同欄1(5)を同欄1(3)とし、同欄1(6)を同欄1(4)とし、同欄2(1)及び(2)を削り、同欄2(3)を同欄2(1)とし、同欄3(1)中「ばい煙発生施設の」を削り、「第10条第2項」の次に「(第17条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄3(2)から(4)までを削り、同欄3(5)を同欄3(2)とし、同欄3(6)から(8)までを同欄3(3)から(5)までとし、同欄4(2)及び(3)を削り、同欄4(4)を同欄4(2)とし、同欄4(5)から(7)までを同欄4(3)から(5)までとし、同欄8(3)から(5)までを削り、同欄8(6)を同欄8(3)とし、同欄9(2)を削り、同欄9(1)中「第1種フロン類充填回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第27条」を「第28条」に改め、同欄9(1)を同欄9(2)とし、同欄9に同欄9(1)として次のように加える。

(1) フロン類算定漏えい量に係る集計結果の公表(第20条第5項)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項課長専決事項の欄9(3)を次のように改める。

(3) 第一種フロン類充填回収業者の登録の抹消(第34条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項課長専決事項の欄9(4)中「第1種フロン類充填回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者等に対する」に改め、同欄9(5)中「第1種フロン類充填回収業者等」を「第一種フロン類充填回収業者等」に改め、同欄11(5)を削り、同欄11(6)を同欄11(5)とし、同欄11(7)を同欄11(6)とし、同欄11(8)を同欄11(7)とし、同欄12を削り、同欄13を同欄12とし、同欄14を同欄13とし、同表食品・生活衛生課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

21 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に関する次のこと。

(1) 住宅宿泊管理業者の処分要請(第42条第2項)

22 住宅宿泊事業法施行条例(平成30年和歌山県条例第9号)に関する次のこと。

(1) 住宅宿泊管理業者又は住宅宿泊管理業務の再委託を受けた者の処分要請(第19条第2項)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

14 住宅宿泊事業法に関する次のこと((1) から (8) までについては、和歌山市の区域におけるものに限る。) 。

(1) 届出があった旨の通知(第3条第7項)

(2) 宿泊者名簿の提出要求(第8条第1項(第36条において準用する場合を含む。))

(3) 住宅宿泊事業者に対する業務改善命令(第15条)

(4) 住宅宿泊事業者に対する業務停止命令(第16条第1項)

(5) 住宅宿泊事業者に対する事業廃止命令(第16条第2項)

(6) 住宅宿泊事業に対する業務停止及び事業廃止命令の通知(第16条第3項)

(7) 住宅宿泊事業者に対する報告徴収、立入検査及び質問(第17条第1項)

(8) 住宅宿泊管理業者に対する業務改善命令(第41条第2項)

(9) 住宅宿泊管理業者に対する業務改善命令の国への通知(第41条第2項)

(10) 住宅宿泊管理者に対する報告徴収、立入検査及び質問(第45条第2項)

別表第2環境生活部の表県民活動団体室の項部長専決事項の欄2(2)を同欄2(3)とし、同欄2(1)の次に次のように加える。

(2) 公益認定の公示(第10条)

別表第2環境生活部の表県民活動団体室の項部長専決事項の欄2に次のように加える。

(4) 公益認定の取消し(第29条第1項)

(5) 公益認定の取消しの公示(第29条第4項)

別表第2環境生活部の表県民活動団体室の項部長専決事項の欄に次のように加える。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)に関する次のこと。

(1) 移行法人の認可の取消し(第131条第1項)

別表第2環境生活部の表県民活動団体室の項局長専決事項の欄2(4)を同欄2(8)とし、同欄2(3)を同欄2(4)とし、同欄2(4)の次に次のように加える。

(5) 公益法人に対する勧告の公表(第28条第2項)

(6) 公益法人に対する措置命令の公示(第28条第4項)

(7) 公益認定の取消し等に伴う贈与に関する通知(第30条第4項)

別表第2環境生活部の表県民活動団体室の項局長専決事項の欄2(2)を同欄2(3)とし、同欄2(1)の次に次のように加える。

(2) 変更認定の公示(第11条第4項において準用する第10条)

別表第2環境生活部の表県民活動団体室の項局長専決事項の欄2に次のように加える。

(9) 知事への指示に関する公益認定等審議会への通知(第53条第1項)

別表第2環境生活部の表県民活動団体室の項局長専決事項の欄3(3)を同欄3(4)とし、同欄3(2)を同欄3(3)とし、同欄3(1)を同欄3(2)とし、同欄3に同欄3(1)として次のように加える。

(1) 特例民法法人の業務の監督(第95条)

別表第2環境生活部の表県民活動団体室の項課長専決事項の欄に次のように加える。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に関する次のこと。

(1) 公益認定に関する意見聴取(第8条)

(2) 変更認定に関する意見聴取(第11条第4項において準用する第8条)

(3) 財産目録等の閲覧及び謄写(第22条第2項、第3項)

(4) 合併等の届出の公示(第24条第2項)

(5) 解散の届出等の受理(第26条第1項、第2項、第3項)

(6) 解散の届出等の公示(第26条第4項)

(7) 公益法人の報告及び検査(第27条第1項)

(8) 勧告及び命令に関する意見聴取(第28条第5項)

(9) 公益認定の取消しに関する意見聴取(第29条第3項において準用する第28条第5項)

(10) 官庁、公共団体その他の者への照会及び協力依頼(第56条)

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に関する次のこと。

(1) 公益目的支出計画の実施が完了したことの確認(第124条)

(2) 公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写(第127条第4項)

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項局長専決事項の欄1(13)中「第19条第1項」を「第19条第1項第2号」に改め、同欄13を削り、同欄12を同欄13とし、同欄11を同欄12とし、同欄10を同欄11とし、同欄9(1)中「第4条」を「第4条第1項、第2項」に改め、同欄9(3)中「第15条」を「第15条第1項」に改め、同欄9(4)中「第17条、第18条、第19条」を「第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項」に改め、

同欄9(5)中「給付」の次に「及び厚生医療に要する費用の支給」を加え、「第20条」を「第20条第1項、第4項」に改め、同欄9(6)中「第21条」を「第21条第1項、第4項」に改め、同欄9を同欄10とし、同欄8(1)中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同欄8(2)中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同欄8を同欄9とし、同欄5から7までを同欄6から8までとし、同欄4(1)中「第23条」を「第23条第1項」に改め、同欄4(2)中「第43条」を「第43条第1項」に改め、同欄4(7)中「第53条」を「第53条第1項」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄3(1)中「第10条」を「第10条第2項、第3項」に改め、同欄3を同欄4とし、同欄2を同欄3とし、同欄1の次に次のように加える。

2 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)に関する次のこと。

- (1) 社会福祉主事に係る指定を受けた養成機関の変更承認(第6条第1項)
- (2) 社会福祉主事に係る指定を受けた養成機関の変更届出の受理(第6条第2項)
- (3) 社会福祉主事に係る指定を受けた養成機関の報告の受理(第7条第1項)
- (4) 社会福祉主事に係る指定を受けた養成機関の設置者又は長に対する報告の徴収及び指示(第8条第1項、第2項)
- (5) 社会福祉主事に係る指定を受けた講習会の指定の取消し(第9条)

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項局長専決事項の欄15を削り、同項課長専決事項の欄1(3)中「第55条の2第9項」を「第55条の2第1項」に改め、同欄17(1)中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同欄17(2)中「第9条第1項、第2項」を「第9条」とし、同欄17を同欄18とし、同欄16を削り、同欄15(1)中「第5条、第16条、第17条」を「第5条第1項、第16条第1項、第17条第1項」に改め、同欄15を同欄17とし、同欄14(1)中「第3条」を「第3条第2項」に改め、同欄14を同欄16とし、同欄13(1)中「第1条第2項」を「第1条第3項、第4項」に改め、同欄13を同欄15とし、同欄12を同欄14とし、同欄11(1)中「第2条第2項」を「第2条第3項、第4項」に改め、同欄11を同欄13とし、同欄10(1)中「第3条」を「第3条第2項」に改め、同欄10を同欄12とし、同欄9(1)中「第1条第2項」を「第1条第3項、第4項」に改め、同欄9を同欄11とし、同欄8を同欄10とし、同欄7(1)中「第1条第2項」を「第1条第3項、第4項」に改め、同欄7を同欄9とし、同欄6(1)中「第3条」を「第3条第7項」に改め、同欄6を同欄8とし、同欄5(2)中「第6条」を「第6条第2項」に改め、同欄5(3)を削り、同欄5を同欄6とし、同欄6の次に次のように加える。

7 戦傷病者に対する無賃乗車券引換証の交付

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項課長専決事項の欄4を同欄5とし、同欄3を同欄4とし、同欄2(1)中「第55条」を「第50条の2(第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)、第54条の2第1項、第55条第1項」に改め、同欄2(2)中「、第54条の2、第55条」を「(第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1の次に次のように加える。

2 社会福祉法施行令に関する次のこと。

- (1) 社会福祉主事に係る指定を受けた講習会の変更承認(第6条第1項)
- (2) 社会福祉主事に係る指定を受けた講習会の変更届出の受理(第6条第2項)
- (3) 社会福祉主事に係る指定を受けた講習会の報告の受理(第7条第2項)
- (4) 社会福祉主事に係る指定を受けた講習会の設置者又は長に対する報告の徴収及び指示(第8条第1項、第2項)

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

4 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)に関する次のこと。

- (1) 民間あっせん機関の許可及び許可証の交付(第6条第1項、第10条第1項)
- (2) 民間あっせん機関に対する改善命令(第15条)
- (3) 民間あっせん機関に対する許可の取消し及び養子縁組あっせん事業の停止命令(第16条)

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項局長専決事項の欄1 (4) を同欄1 (8) とし、同欄1 (1) から (3) までを同欄1 (5) から (7) までとし、同欄1に同欄1 (1) から (4) までとして次のように加える。

- (1) 里親の認定 (第6条の4)
- (2) 指定試験機関の役員の選任及び解任の認可並びに解任の命令 (第18条の10)
- (3) 保育士試験委員の選任及び解任の認可並びに解任の命令 (第18条の11第2項において準用する第18条の10)
- (4) 指定試験機関の試験事務に関する規程の認可及び変更の認可 (第18条の13第1項)

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項局長専決事項の欄2 (1) を同欄2 (4) とし、同欄2に同欄2 (1) から (3) までとして次のように加える。

- (1) 養育里親名簿及び養子縁組里親名簿への登録 (第36条の42、第36条の47)
- (2) 養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の登録の消除並びに専門里親である旨の記載の消除 (第36条の44、第36条の47)
- (3) 養育里親及び養子縁組里親の更新 (第36条の46)

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項局長専決事項の欄4 (1) 中「、第38条」を「(これらの規定を第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)」に改め、同欄4 (2) 中「、第38条」を「(第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)」に改め、同欄4 (3) 中「不徴収」を「徴収」に、「、第38条」を「(第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)」に改め、同欄4 (4) 中「、第38条」を「(第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)」に改め、同表長寿社会課の項部長専決事項の欄1 (1) 及び (2) を削り、同欄1 (3) を同欄1 (1) とし、同欄1 (4) を同欄1 (2) とし、同欄2 を削り、同欄3を同欄2とし、同欄4を削り、同項局長専決事項の欄1 (1) から (12) までを削り、同欄1 (13) を同欄1 (1) とし、同欄1 (14) を同欄1 (2) とし、同欄2及び3を削り、同欄4を同欄2とし、同欄5 (5) から (33) までを削り、同欄5を同欄3とし、同欄6 (3) を削り、同欄6 (4) を同欄6 (3) とし、同欄6 (5) を同欄 (4) とし、同欄6 (6) から (10) までを削り、同欄6を同欄4とし、同欄7を削り、同欄8 (1) 及び (2) を削り、同欄8 (3) を同欄8 (1) とし、同欄8 (4) から (8) までを同欄8 (2) から (6) までとし、同欄8を同欄5とし、同欄9を削り、同欄10を同欄6とし、同項課長専決事項の欄1から3までを削り、同欄4 (1) を削り、同欄4 (2) を同欄4 (1) とし、同欄4 (3) を同欄4 (2) とし、同欄4 (4) を同欄4 (3) とし、同欄4 (5) から (42) までを削り、同欄4を同欄1とし、同欄5 (3) から (12) までを削り、同欄5を同欄2とし、同欄6を同欄3とし、同欄7を同欄4とし、同欄8を削り、同欄9を同欄5とし、同欄10を削り、同欄11を同欄6とし、同欄12 (1) 中「再交付」を「交付」に、「第4条」を「第4条第1項」に改め、同欄12 (7) 中「登録特定行為事業者」を「登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者」に、「附則第20条」を「第48条の6、第48条の8(これらの規定を附則第20条第2項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄12 (7) を同欄12 (8) とし、同欄12 (6) 中「登録特定行為事業者」を「登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者」に、「附則第20条」を「第48条の9及び附則第20条第2項において準用する第19条及び第20条」に改め、同欄12 (6) を同欄12 (7) とし、同欄12 (5) を同欄12 (6) とし、同欄12 (4) 中「登録研修期間」を「登録研修機関」に改め、同欄12 (4) を同欄12 (5) とし、同欄12 (3) 中「登録研修期間」を「登録研修機関」に改め、同欄12 (3) を同欄12 (4) とし、同欄12 (2) を同欄12 (3) とし、同欄12 (1) の次に次のように加える。

- (2) 認定特定行為業務従事者の特定行為の業務の停止及び認定証の返納 (附則第4条第4項)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄12を同欄7とし、同欄13及び14を削り、同欄15を同欄8とし、同欄に次のように加える。

9 介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成23年法律第72号) に関する次のこと。

- (1) 認定特定行為業務従事者 (経過措置対象者) の認定証の交付 (附則第14条)

10 介護支援専門員実務研修受講試験の合否決定に関すること。

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項の次に次のように加える。

<p>介護サービス指導室</p>	<p>1 社会福祉法に関する次のこと。 (1) 民間事業者による軽費老人ホームの設置許可 (第62条第2項) (2) 軽費老人ホームの許可の取消し等 (第72条) 2 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) に関する次のこと。 (1) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの認可 (第15条第4項) (2) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの改善命令、認可の取消し等 (第19条第1項)</p>	<p>1 社会福祉法に関する次のこと (老人福祉に関するものに限る。) (1) 振興局健康福祉部の指導監督 (第20条) (2) 職権による評議員の選任 (第42条第2項) (3) 職権による役員を選任 (第45条の6第2項) (4) 職権による理事長の選任 (第45条の17第3項において準用する第45条の6第2項) (5) 社会福祉法人の改善勧告、改善勧告に従わない場合の公表、改善命令、業務の停止、役員解職勧告及び弁明の機会の付与 (第56条第4項、第5項、第6項、第7項、第9項) (6) 社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止 (第57条) (7) 関係都道府県知事等に対する協力要請 (第57条の2第2項) (8) 社会福祉法人に対して助成した場合の予算等に係る勧告 (第58条第2項) (9) 軽費老人ホームの設置届の受理 (第62条第1項) (10) 老人福祉センター事業開始届の受理 (第69条第1項) (11) 軽費老人ホームの改善命令 (第71条) 2 老人福祉法に関する次のこと。 (1) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム設置届の受理 (第15条第3項) (2) 老人居宅生活支援事業者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター設置者への改善命令等 (第18条の2) (3) 有料老人ホームの設置届の受理 (第29条第1項) (4) 有料老人ホームの改善命令等及び公示 (第29条第13項、第14項、第15項) 3 軽費老人ホームのサービス提供費の決定に関すること。 4 介護保険法に関する次のこと。 (1) 指定居宅サービス事業者の指定 (第70条第1項) (2) 特定施設入居者生活介護の利用定員の変更 (第70条の3第1項) (3) 指定居宅サービス事業者に対する勧告及び命令等 (第76条の2第1項、第2項、第3</p>	<p>1 社会福祉法に関する次のこと (老人福祉に関するものに限る。) (1) 評議員会の招集の許可 (第45条の9第5項) (2) 社会福祉法人の定款の変更の認可 (第45条の36第2項) (3) 社会福祉充実計画の承認 (第55条の2第9項) (4) 社会福祉充実計画に係る関係地方公共団体の長に対する協力要請 (第55条の2第10項) (5) 社会福祉充実計画の変更の承認 (第55条の3第1項) (6) 社会福祉充実計画の終了の承認 (第55条の4) (7) 社会福祉法人の業務、財産状況、帳簿等の検査 (第56条第1項) (8) 立入検査証の発行 (第56条第2項) (9) 社会福祉法人の活動の状況等の公表及び報告 (第59条の2第2項) (10) 社会福祉法人の活動の状況等に係る所轄庁に対する情報の提供の求め (第59条の2第3項) (11) 軽費老人ホーム事業変更許可 (第63条第2項) (12) 軽費老人ホーム及び老人福祉センターの検査等 (第70条) 2 老人福祉法に関する次のこと。 (1) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止及び定員の変更等の認可 (第16条第3項) (2) 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターに対する報告徴収、質問及び立入検査 (第18条第1項) (3) 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに対する報告徴収、質問及び立入検査 (第18条第2項) (4) 有料老人ホームの調査等 (第29条第11項) 3 介護老人保健施設の開設許可に係る検査に関すること。 4 介護保険法に関する次のこと。 (1) 居宅サービス等を行った者等に対する報告の命令等 (第24条) (2) 特定施設入居者生活介護サ</p>
------------------	---	--	---

- | | |
|---|--|
| <p>項)</p> <p>(4) 指定居宅サービス事業者の指定の取消し等及び公示 (第77条第1項、第78条)</p> <p>(5) 指定介護老人福祉施設の指定 (第86条第1項)</p> <p>(6) 指定介護老人福祉施設に対する報告の命令等 (第90条第1項)</p> <p>(7) 指定介護老人福祉施設に対する勧告及び命令等 (第91条の2第1項、第2項、第3項、第4項)</p> <p>(8) 指定介護老人福祉施設の指定の取消し等及び公示 (第92条第1項、第93条)</p> <p>(9) 介護老人保健施設の開設許可 (第94条第1項)</p> <p>(10) 介護老人保健施設に対する報告の命令等 (第100条第1項)</p> <p>(11) 介護老人保健施設の設備の使用制限等 (第101条)</p> <p>(12) 介護老人保健施設の管理者の変更命令等 (第102条第1項)</p> <p>(13) 介護老人保健施設に対する業務運営の勧告及び命令等 (第103条)</p> <p>(14) 介護老人保健施設の開設許可の取消し等及び公示 (第104条第1項、第104条の2)</p> <p>(15) 介護医療院の開設許可 (第107条第1項)</p> <p>(16) 介護医療院に対する報告の命令等 (第114条の2第1項)</p> <p>(17) 介護医療院の設備の使用制限等 (第114条の3)</p> <p>(18) 介護医療院の管理者の変更命令等 (第114条の4第1項)</p> <p>(19) 介護医療院に対する業務運営の勧告、命令等 (第114条の5第1項、第2項、第3項、第4項)</p> <p>(20) 介護医療院の開設許可の取消し等及び公示 (第114条の6第1項、第114条の7)</p> <p>(21) 指定介護予防サービス事業者の指定 (第115条の2第1項)</p> <p>(22) 指定介護予防サービス事業者に対する勧告及び命令等 (第115条の8第1項、第2項、第3項、第4項)</p> <p>(23) 指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等及び公示 (第115条の9第1項、</p> | <p>ービス事業者等の指定に係る市町村に対する通知及び意見聴取 (第70条)</p> <p>(3) 指定居宅サービス事業者の特例 (第71条、第72条)</p> <p>(4) 指定居宅サービス事業者等への連絡調整及び援助 (第75条の2)</p> <p>(5) 指定居宅サービス事業者に対する報告の命令等 (第76条)</p> <p>(6) 地域密着型サービス事業者の指定に係る市町村からの事前の届出の受理及び市町村に対する助言及び勧告 (第78条の2)</p> <p>(7) 指定地域密着型サービス事業者等への連絡調整及び援助 (第78条の6)</p> <p>(8) 地域密着型サービス事業者指定の更新に係る市町村からの事前の届出の受理及び市町村に対する助言及び勧告 (第78条の12)</p> <p>(9) 指定介護老人福祉施設の指定に係る関係市町村に対する意見聴取 (第86条)</p> <p>(10) 指定介護老人福祉施設の開設者等への連絡調整及び援助 (第89条の2)</p> <p>(11) 介護老人保健施設の開設許可事項の変更許可 (第94条第2項)</p> <p>(12) 介護老人保健施設の開設許可に係る関係市町村に対する意見聴取 (第94条第6項)</p> <p>(13) 介護老人保健施設の管理者の承認 (第95条)</p> <p>(14) 介護老人保健施設の広告の許可 (第98条)</p> <p>(15) 介護老人保健施設の開設者等への連絡調整及び援助 (第99条の2)</p> <p>(16) 介護医療院の開設許可事項の変更許可 (第107条第2項)</p> <p>(17) 介護医療院の開設許可に係る関係市町村に対する意見聴取 (第107条第6項)</p> <p>(18) 介護医療院の管理者の承認 (第109条)</p> <p>(19) 介護医療院の広告の許可 (第112条)</p> <p>(20) 介護医療院の開設者等への連絡調整及び援助 (第114条)</p> <p>(21) 指定介護予防サービス事業者等への連絡調整及び援助 (第115条の6)</p> |
|---|--|

- 第115条の10)
- (24) 介護サービス事業者に対する勧告及び命令等(第115条の34)
- (25) 介護サービス事業者に対する報告の命令等(第115条の35第3項、第4項)
- (26) 指定居宅サービス事業者等の指定等の取消し及び効力の停止(第115条の35第6項)
- (27) 指定調査機関の指定(第115条の36第1項)
- (28) 指定調査機関に対する報告の命令等(第115条の40第1項)
- (29) 指定調査機関の業務の休廃止等の許可(第115条の41)
- (30) 指定情報公表センターの指定(第115条の42)
- (31) 指定情報公表センターに対する報告の命令等(第115条の42第3項において準用する第115条の40第1項)
- 5 介護保険法施行令に関する次のこと。
- (1) 福祉用具専門相談員指定講習を行う者の指定(第4条)
- (2) 調査員名簿からの調査員の消除(第37条の7第3項)
- (3) 調査員養成研修を行う者の指定(第37条の7第4項)
- (4) 調査員養成研修を行う者の指定の取消し(第37条の7第5項)
- (5) 指定調査機関の指定の取消し及び調査事務の停止命令(第37条の10第1項)
- (6) 指定情報公表センターの指定の取消し等(第37条の11において準用する第37条の10第1項)
- 6 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下介護サービス指導室の項において「旧法」という。)に関する次のこと。
- (1) 指定介護療養型医療施設の指定(旧法第107条第1項)
- (2) 指定介護療養型医療施設の入所定員の変更(旧法第108条第1項)
- (3) 指定介護療養型医療施設に対する報告の命令等(旧法第112条)
- (22) 指定介護予防サービス事業者に対する報告の命令等(第115条の7)
- (23) 指定介護予防サービス事業の指定の更新(第115条の11)
- (24) 指定介護予防サービス事業者の特例(第115条の11)
- (25) 指定地域密着型介護予防サービス事業者等への連絡調整及び援助(第115条の16)
- (26) 指定介護予防支援事業者等への連絡調整及び援助(第115条の26)
- (27) 介護サービス事業者に対する報告の命令等(第115条の33)
- (28) 介護保険法第5章の規定により行う事務に関する市町村に対する報告徴収、助言及び勧告(第197条第3項)
- 5 介護保険法施行令に関する次のこと。
- (1) 指定調査機関の指定の公示等(第37条の4)
- (2) 調査事務規程の認可等(第37条の6)
- (3) 調査員登録証明書の作成交付(第37条の7第2項)
- (4) 調査員養成研修を行う者の指定の取消しの公示(第37条の7第6項)
- (5) 指定調査機関の業務の休廃止の許可の公示(第37条の9)
- (6) 指定調査機関の指定の取消し等の公示(第37条の10第2項)
- (7) 指定情報公表センターの指定の公示等(第37条の11)
- (8) 情報公表事務規程の認可等(第37条の11)
- (9) 指定情報公表センターの業務の休廃止の許可の公示(第37条の11)
- (10) 指定情報公表センターの指定の取消し等の公示(第37条の11)
- 6 福祉用具専門相談員指定講習の指定に関すること。
- 7 地域密着型サービスの事業所に係る外部評価機関に関すること。
- 8 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に関する次のこと。
- (1) サービス付き高齢者向け住宅の検査等(第24条第1項)
- (2) サービス付き高齢者向け住

		<p>(4) 指定介護療養型医療施設に対する勧告及び命令等 (旧法第113条の2)</p> <p>(5) 指定介護療養型医療施設の指定の取消し等及び公示 (旧法第114条、第115条)</p>	<p>宅の登録事業者に対する指示 (第25条)</p> <p>9 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に関する次のこと。</p> <p>(1) 指定介護療養型医療施設の指定に係る関係市町村に対する意見聴取 (旧法第107条)</p> <p>(2) 指定介護療養型医療施設の指定の更新 (旧法第107条の2)</p>
--	--	--	--

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項局長専決事項の欄1 (9) を同欄1 (10) とし、同欄1 (8) の次に次のように加える。

(9) 対象事業者に対する命令並びに指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の指定の取消し及び停止 (第76条の3第4項、第6項)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項局長専決事項の欄6 (2) 中「第21条の5の22」を「第21条の5の23」に改め、同欄6 (3) 中「第21条の5の23」を「第21条の5の24」に改め、同欄6 (4) 中「第21条の5の24」を「第21条の5の25」に改め、同欄6 (5) 中「第21条の5の26」を「第21条の5の27」に改め、同欄6 (6) 中「第21条の5の27」を「第21条の5の28」に改め、同欄6 (7) を同欄6 (8) とし、同欄6 (6) の次に次のように加える。

(7) 対象事業者に対する命令並びに指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の指定の取消し及び停止 (第33条の18第4項、第6項)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄1に次のように加える。

(12) 対象事業者に対する調査 (第76条の3第3項)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄6 (1) 中「第21条の5の19」を「第21条の5の20」に改め、同欄6 (3) 中「第21条の5の21」を「第21条の5の22」に改め、同欄6 (4) 中「第21条の5の25」を「第21条の5の26」に改め、同欄6 (5) 中「第21条の5の26」を「第21条の5の27」に改め、同欄6 (6) を同欄6 (7) とし、同欄6 (5) の次に次のように加える。

(6) 対象事業者に対する調査 (第33条の18第3項)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項局長専決事項の欄6 (1) 中「入所患者」を「入所者」に改め、同欄7 (1) を削り、同欄7 (2) 中「第14条、第15条、」及び「、第24条、第25条」を削り、同欄7 (2) を同欄7 (1) とし、同欄11を同欄13とし、同欄10 (1) を削り、同欄10 (2) 中「指定等」を「指定の取消し等」に改め、「第19条の9、第19条の10、」、「、第19条の14、第19条の15」及び「、第19条の20」を削り、同欄10 (2) を同欄10 (1) とし、同欄10を同欄11とし、同欄11の次に次のように加える。

12 児童福祉法施行規則に関する次のこと。

(1) 小児慢性特定疾病指定医の取消し (第7条の16)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項局長専決事項の欄9 (1) 中「指定及び」を削り、「第6条」を「第6条第5項」に改め、同欄9を同欄10とし、同欄8 (1) を削り、同欄8 (2) 中「指定及び」を削り、同欄8 (2) を同欄8 (1) とし、同欄8 (3) を削り、同欄8を同欄9とし、同欄7の次に次のように加える。

8 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 (平成26年厚生労働省令第121号) に関する次のこと。

(1) 指定難病指定医の取消し等 (第20条第2項、第3項)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項課長専決事項の欄3に次のように加える。

(2) 指定医療機関の指定 (第14条)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項課長専決事項の欄8を同欄10とし、同欄7 (3) を同欄7 (4) とし、同欄7 (2) を同欄7 (3) とし、同欄7 (1) の次に次のように加える。

(2) 小児慢性特定疾病医療機関の指定 (第19条の9第1項)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項課長専決事項の欄7を同欄8とし、同欄8の次に次のように加える。

9 児童福祉法施行規則に関する次のこと。

(1) 小児慢性特定疾病指定医の指定 (第7条の10)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項課長専決事項の欄6を同欄7とし、同欄5 (7) を同欄5 (8) とし、同欄5 (1) から (6) までを同欄5 (2) から (7) までとし、同欄5に同欄5 (1) として次のように加える。

(1) 届出対象情報の届出を行う診療所の指定 (第6条第2項)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項課長専決事項の欄5を同欄6とし、同欄4中「(平成6年法律第117号)」を削り、同欄4 (1) を同欄4 (4) とし、同欄4に同欄4 (1) から (3) までとして次のように加える。

(1) 被爆者健康手帳の交付 (第2条第3項)

(2) 被爆者一般疾病医療機関の指定 (第19条第1項)

(3) 各種手当の認定及び支給 (第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項課長専決事項の欄4を同欄5とし、同欄3の次に次のように加える。

4 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則に関する次のこと。

(1) 指定難病指定医の指定 (第15条)

別表第2商工観光労働部の表商工振興課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

1 和歌山県クラウドファンディング活用支援対象プロジェクトの認定に関すること。

別表第2商工観光労働部の表観光振興課の項局長専決事項の欄1中「に関する次のこと (」の次に「(1)、(2)、(7) 及び (8) については、」を加え、同欄1 (1) 中「登録」の次に「の実施及び当該登録の通知」を加え、「第3条」を「第5条」に改め、同欄1 (2) 中「拒否」の次に「及び当該拒否の通知」を加え、「第6条第1項」を「第6条」に改め、同欄1 (3) 及び (4) を次のように改める。

(3) 旅行業務取扱管理者の選任に関する勧告及び措置命令 (第11条の2第8項、第9項)

(4) 旅行者者代理業者に対する措置命令 (第14条の3第4項)

別表第2商工観光労働部の表観光振興課の項局長専決事項の欄1 (5) を削り、同欄1 (6) 中「第18条の3」を「第18条の3第1項」に改め、同欄1 (6) を同欄1 (5) とし、同欄1 (7) 中「第19条第1項」を「第19条第1項、第2項」に改め、同欄1 (7) を同欄1 (6) とし、同欄1 (6) の次に次のように加える。

(7) 旅行サービス手配業の登録の実施及び当該登録の通知 (第25条)

別表第2商工観光労働部の表観光振興課の項局長専決事項の欄1 (8) 及び (9) を次のように改める。

(8) 旅行サービス手配業の登録の拒否及び当該拒否の通知 (第26条)

(9) 旅行サービス手配業務取扱管理者の選任に関する勧告及び措置命令 (第28条第7項、第8項)

別表第2商工観光労働部の表観光振興課の項局長専決事項の欄1に次のように加える。

(10) 旅行サービス手配業者に対する業務改善命令 (第36条)

(11) 旅行サービス手配業者に対する業務停止命令及び登録の取消し (第37条第1項、第2項)

(12) 意見の聴取、通知、公示及び処分 (第64条)

(13) 聴聞、通知及び公示 (第65条第1項、第2項)

(14) 法令違反行為を行った者の氏名等の公表 (第71条)

別表第2商工観光労働部の表観光振興課の項課長専決事項の欄1中「(業務の範囲が第2種旅行業務又は第3種旅行業務であるものに限る。)」を削り、「更新の登録」の次に「の実施及び当該登録の通知」を加え、「第6条の3第1項」を「第6条の3第2項において準用する第5条」に改め、同欄1 (5) を同欄1 (7) とし、同欄1 (4) を同欄1 (6) とし、同欄1 (3) 中「旅行者又は旅行者代理業者」を「旅行業又は旅

「行業者代理業」に改め、同欄1 (3) を同欄1 (5) とし、同欄1 (2) 中「(業務の範囲が第2種旅行業務及び第3種旅行業務において変更するものに限る。)(第6条の4第1項)」を「の実施及び当該登録の通知(第6条の4第2項において準用する第5条)」に改め、同欄1 (2) を同欄1 (3) とし、同欄1 (1) の次に次のように加える。

(2) 旅行業の登録の有効期間の更新の登録の拒否及び当該拒否の通知(第6条の3第2項において準用する第6条)

別表第2商工観光労働部の表観光振興課の項課長専決事項の欄1に次のように加える。

- (8) 旅行者登録簿等の閲覧(第21条)
- (9) 旅行サービス手配業の登録の抹消(第38条)
- (10) 旅行サービス手配業者登録簿の閲覧(第39条)
- (11) 報告徴収及び立入検査(第70条第1項、第3項)

別表第2商工観光労働部の表観光交流課の項局長専決事項の欄1を次のように改める。

1 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)に関する次のこと。

- (1) 地域通訳案内士の登録(第57条において準用する第18条)
- (2) 地域通訳案内士の登録の拒否(第57条において準用する第21条第1項)
- (3) 地域通訳案内士の登録の拒否に係る意見聴取(第57条において準用する第21条第2項)
- (4) 地域通訳案内士の登録証の交付(第57条において準用する第22条)
- (5) 地域通訳案内士の登録の取消し等(第57条において準用する第25条)
- (6) 地域通訳案内士に対する報告徴収(第59条において準用する第34条)

別表第2農林水産部の表農林水産総務課の項局長専決事項の欄2を削り、同欄3を同欄2とし、同欄4から10までを同欄3から9までとし、同表農業農村整備課の項局長専決事項の欄2 (9) 中「第87条の3」を「第88条」に改め、同欄2 (13) 中「第113条の2」を「第113条の3」に改め、同表畜産課の項課長専決事項の欄5 (2) を削り、同欄5 (3) を同欄5 (2) とし、同欄5 (4) を同欄5 (3) とし、同欄5 (3) の次に次のように加える。

(4) 動物用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録(第36条の8第2項)

別表第2農林水産部の表畜産課の項課長専決事項の欄5 (6) から (8) までの規定中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同欄5 (9) 中「第83条の2第2項」を「第83条の2の3第1項」に改め、同表林業振興課の項局長専決事項の欄24中「林業労働力対策に係る林業担い手社会保障制度等充実対策事業計画」を「林業労働力対策関係事業の計画及び変更」に改め、同欄24を同欄26とし、同欄23を同欄25とし、同欄13から22までを同欄15から24までとし、同欄12中「森林・林業再生基盤づくり交付金事業」を「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業」に改め、同欄12を同欄14とし、同欄11を同欄13とし、同欄5から10までを同欄7から12までとし、同欄4の次に次のように加える。

- 5 育成を図る林業経営体の選定に関すること。
- 6 林業経営体に関する情報の登録及び公表に関すること。

別表第2農林水産部の表森林整備課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

13 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に関する次のこと。

- (1) 認定の基準に係る審査(条例第11条第1項第1号、第2号)

別表第2県土整備部の表用地対策課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

5 国土調査法(昭和26年法律第180号)に関する次のこと。

- (1) 市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定及び公表(第6条)
- (2) 地籍調査に関する事業計画の策定及び公表(第6条の3第2項、第5項)
- (3) 国土調査の実施の公示(第7条)
- (4) 国土調査の実施の勧告(第8条第4項)
- (5) 国土調査の実施の委託(第10条)

(6) 国土調査を実施する者に対する報告の請求及び勧告(第22条第2項)

別表第2県土整備部の表用地対策課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

2 国土調査法に関する次のこと。

- (1) 国土調査の成果の承認申請、認証及び公告(第19条第2項、第3項、第4項)
- (2) 国土調査に従事する測量業を営む者に対する報告の請求(第22条の2第2項)
- (3) 国土調査に関係がある測量又は調査を行う者に対する報告及び資料提出の請求(第23条第2項、第3項)
- (4) 国土調査の実施に係る他人の土地への立入り(第24条)
- (5) 立会又は出頭の請求(第25条)
- (6) 障害物の除去(第26条)
- (7) 土地の使用の一時制限又は土地等の一時使用(第27条)
- (8) 試験材料の採取収集(第28条)
- (9) 標識の設置(第30条)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

12 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に関する次のこと。

- (1) 認定の基準に係る審査(第11条第1項第3号、第4号、第9号、第10号)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

18 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に関する次のこと。

- (1) 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定(第40条)
- (2) 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の取消し(第50条第1項)

19 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に関する次のこと。

- (1) 宅地建物取引業の新規免許(第3条第1項)
- (2) 宅地建物取引業の免許拒否(第5条第1項)
- (3) 宅地建物取引士の登録(第18条)
- (4) 宅地建物取引業免許の取消し(第25条第7項、第66条、第67条)
- (5) 宅地建物取引業者に対する指示及び業務の停止(第65条)
- (6) 宅地建物取引士に対する指示及び事務の禁止(第68条)
- (7) 宅地建物取引士の登録の消除(第68条の2)
- (8) 宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告(第71条)

20 積立式宅地建物販売業法(昭和46年法律第111号)に関する次のこと。

- (1) 積立式宅地建物販売業の許可(第3条)

21 不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)に関する次のこと。

- (1) 不動産特定共同事業の許可(第3条)
- (2) 不動産特定共同事業者に対する指示(第34条)
- (3) 不動産特定共同事業者の業務停止命令(第35条)
- (4) 不動産特定共同事業の許可の取消し(第36条)

22 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)に関する次のこと。

- (1) 不動産鑑定業者の登録(第22条第1項)
- (2) 不動産鑑定業者の登録拒否(第25条)
- (3) 不動産鑑定業者の戒告、業務停止及び登録の消除(第41条)
- (4) 不動産鑑定業者に対する助言及び勧告(第46条)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

30 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に関する次のこと。

- (1) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録(第10条第1項)
- (2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の拒否(第11条第1項)
- (3) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の変更の登録(第12条第3項)
- (4) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の抹消(第15条第1項)
- (5) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の取消し(第24条第1項、第2項)
- (6) 債務保証業務の委託の認可(第43条第1項)
- (7) 債務保証業務規程の認可及び変更の認可(第44条第1項)
- (8) 事業計画等の認可及び変更の認可(第45条第1項)

31 宅地建物取引業法に関する次のこと。

- (1) 宅地建物取引業の更新免許(第3条第3項)
- (2) 宅地建物取引業者名簿の変更(第9条)
- (3) 宅地建物取引業者名簿等の閲覧(第10条)
- (4) 宅地建物取引業者の廃業等(第11条)
- (5) 宅地建物取引士の登録の移転(第19条の2)
- (6) 宅地建物取引士の登録の変更(第20条)
- (7) 申請等に基づく宅地建物取引士の登録の消除(第22条)
- (8) 宅地建物取引士証の交付(第22条の2)
- (9) 宅地建物取引業者に対する報告の徴取及び立入検査並びに宅地建物取引士に対する報告の徴取(第72条)

32 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に関する次のこと。

- (1) 住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託に係る確認(第13条)
- (2) 住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しの承認(第16条)

33 不動産の鑑定評価に関する法律に関する次のこと。

- (1) 不動産鑑定業者の更新登録(第22条第3項)
- (2) 不動産鑑定業者の変更の登録(第27条)
- (3) 不動産鑑定業者の書類の提出(第28条)
- (4) 不動産鑑定業者の廃業等の届出(第29条)
- (5) 不動産鑑定業者の登録の消除(第30条)
- (6) 不動産鑑定業者に対する報告の徴取及び立入検査(第45条)

34 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に関する次のこと。

- (1) 認定の基準に係る審査(第11条第1項第5号、第6号)

別表第2県土整備部の表公共建築課の項局長専決事項の欄1から4までを削り、同項課長専決事項の欄2から4までを削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項部長専決事項の欄に次のように加える改正規定及び同項課長専決事項の欄に次のように加える改正規定 平成30年6月15日
- (2) 別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項課長専決事項の欄に次のように加える改正規定、別表第2農林水産部の表森林整備課の項課長専決事項の欄に次のように加える改正規定、別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄に次のように加える改正規定及び別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄に次のように加える改正規定(同欄34に係る部分に限る。) 平成30年6月22日

和歌山県訓令第16号

庁中一般
各地方機関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程 (昭和63年和歌山県訓令第7号) の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「別表第3部の課長の項」を「別表第1地方機関の長の項」に改める。

別表第1専決事項の欄12 (1) を次のように改める。

(1) 個人情報ファイル簿の作成 (第15条第1項)

別表第1専決事項の欄12 (4) 中「第23条」の次に「、第45条の8」を加え、同欄12に次のように加える。

(8) 実施機関非識別加工情報の提案に係る審査 (第45条の7第1項)

(9) 実施機関非識別加工情報の提案に係る審査結果の通知 (第45条の7第2項、第3項)

(10) 実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結 (第45条の9)

(11) 実施機関非識別加工情報の作成 (第45条の10第1項)

別表第1専決事項の欄29を同欄30とし、同欄13から28までを同欄14から29までとし、同欄12の次に次のように加える。

13 和歌山県個人情報保護条例施行規則 (平成15年和歌山県規則第90号) に関する次のこと。

(1) 個人情報ファイル簿の修正 (第2条第4項)

(2) 個人情報ファイル簿の消除 (第2条第5項)

別表第2保健所長の項専決事項の欄1中「和歌山県特定疾患・小児慢性特定疾病医療費支給事業」を「和歌山県特定疾患医療費支給事業」に改め、同欄5に次のように加える。

(3) 土砂等の搬入の届出の受理 (第26条)

別表第2保健所長の項専決事項の欄6 (1) 中「自己負担上限額及び適用区分の変更を除く。」に関する「こと。」を「国民健康保険以外の保険者の適用区分の変更を除く。」に改め、同欄8 (15) 中「への諮問」を「の設置」に改め、同欄に次のように加える。

9 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に関する次のこと。

(1) 医療受給者証の変更交付 (国民健康保険以外の保険者の適用区分の変更を除く。) (第19条の5第3項)

10 児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号) に関する次のこと。

(1) 医療受給者証の再交付 (第7条の23第1項)

別表第2子ども・女性・障害者相談センター所長の項専決事項の欄1中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同欄1 (3) を削り、同欄1 (4) を同欄1 (3) とし、同欄2 (2) 中「第13条の4」を「第13条の5」に改め、同表紀南児童相談所長の項専決事項の欄1 (2) を削り、同欄1 (3) を同欄1 (2) とし、同表産業技術専門学院長の項専決事項の欄3中「和歌山県職業訓練援助規則」を「和歌山県職業能力開発援助規則」に改め、同欄3 (1) 中「援助」の次に「の通知」を加え、「第5条」を「第4条」に改め、同欄3 (1) を同欄3 (2) とし、同欄3に同欄3 (1) として次のように加える。

(1) 事業主等に対する援助の承認

別表第2新宮保健所串本支所長の項専決事項の欄1中「和歌山県特定疾患・小児慢性特定疾病医療費支給事業」を「和歌山県特定疾患医療費支給事業」に改め、同欄5に次のように加える。

(3) 土砂等の搬入の届出の受理 (第26条)

別表第2新宮保健所串本支所長の項専決事項の欄6 (1) 中「自己負担上限額及び適用区分の変更を除く。」に関する「こと。」を「国民健康保険以外の保険者の適用区分の変更を除く。」に改め、同欄8を

同欄10とし、同欄7の次に次のように加える。

8 児童福祉法に関する次のこと。

(1) 医療受給者証の変更交付（国民健康保険以外の保険者の適用区分の変更を除く。）（第19条の5第3項）

9 児童福祉法施行規則に関する次のこと。

(1) 医療受給者証の再交付（第7条の23第1項）

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄9、11及び12中「海草振興局建設部海南工事事務所長」の次に「、有田振興局建設部広川出張所長」を加え、同欄13中「海草振興局建設部海南工事事務所長」の次に「、有田振興局建設部広川出張所長」を、「並びに海草振興局建設部海南工事事務所」の次に「、有田振興局建設部広川出張所」を加え、同欄18（1）を次のように改める。

(1) 個人情報ファイル簿の作成（第15条第1項）

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄18（4）中「第23条」の次に「、第45条の8」を加え、同欄18に次のように加える。

(8) 実施機関非識別加工情報の提案に係る審査（第45条の7第1項）

(9) 実施機関非識別加工情報の提案に係る審査結果の通知（第45条の7第2項、第3項）

(10) 実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結（第45条の9）

(11) 実施機関非識別加工情報の作成（第45条の10第1項）

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄42を同欄43とし、同欄19から41までを同欄20から42までとし、同欄18の次に次のように加える。

19 和歌山県個人情報保護条例施行規則に関する次のこと。

(1) 個人情報ファイル簿の修正（第2条第4項）

(2) 個人情報ファイル簿の消除（第2条第5項）

別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄12（1）中「登録」の次に「の実施及び当該登録の通知」を加え、「第3条」を「第5条」に改め、同欄12（12）及び（13）を削り、同欄12（11）を同欄12（14）とし、同欄12（10）を同欄12（13）とし、同欄12（9）中「、第22条の15第4項、第22条の22第2項」を削り、同欄12（9）を同欄12（12）とし、同欄12（8）中「旅行業者の事業廃止」を「事業の廃止等」に、「第15条」を「第15条第1項、第2項、第3項」に改め、同欄12（8）を同欄12（11）とし、同欄12（7）を同欄12（10）とし、同欄12（6）を同欄12（9）とし、同欄12（5）中「受理」の次に「、催告及び登録の取消し」を加え、「第7条」を「第7条第2項、第4項、第5項」に改め、同欄12（5）を同欄12（8）とし、同欄12（4）を同欄12（7）とし、同欄12（3）中「登録」の次に「の実施及び当該登録の通知」を加え、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2項において準用する第5条」に改め、同欄12（3）を同欄12（5）とし、同欄12（5）の次に次のように加える。

(6) 旅行業の業務の範囲の変更の登録の拒否及び当該拒否の通知（第6条の4第2項において準用する第6条）

別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄12（2）中「登録」の次に「の実施及び当該登録の通知」を加え、「第6条の3第1項」を「第6条の3第2項において準用する第5条」に改め、同欄12（2）を同欄12（3）とし、同欄12（3）の次に次のように加える。

(4) 旅行業の登録の有効期間の更新の登録の拒否及び当該拒否の通知（第6条の3第2項において準用する第6条）

別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄12（1）の次に次のように加える。

(2) 旅行業又は旅行業者代理業の登録の拒否及び当該拒否の通知（第6条）

別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄12に次のように加える。

(15) 旅行サービス手配業の登録の実施及び当該登録の通知（第25条）

(16) 旅行サービス手配業の登録の拒否及び当該拒否の通知（第26条）

- (17) 旅行サービス手配業の変更の届出の受理 (第27条第1項)
- (18) 旅行サービス手配業の事業の廃止等の届出の受理 (第35条)
- (19) 旅行サービス手配業の登録の抹消 (第38条)
- (20) 旅行サービス手配業者登録簿の閲覧 (第39条)
- (21) 報告徴収及び立入検査 (第70条第1項、第3項)

別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄14 (4) 及び (5) を削り、同欄14 (6) を同欄14 (4) とし、同欄14 (7) を同欄14 (5) とし、同欄14 (8) を同欄14 (6) とし、同欄15を削り、同欄16を同欄15 とし、同欄17から同欄31までを同欄16から同欄30までとし、同欄32中「第21条の5の21」を「第21条の5の 22」に改め、同欄32を同欄31とし、同表農林水産振興部長の項専決事項の欄4を削り、同欄5を同欄4とし、 同欄6から11までを同欄5から10までとし、同欄10の次に次のように加える。

11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する次のこと (動物用医薬品等に関するものに限る。)

- (1) 動物用医薬品販売業の許可の更新に係る申請の受理 (第24条第2項)
- (2) 動物用医薬品店舗販売業の許可に係る申請の受理 (第26条第1項)
- (3) 動物用医薬品卸売販売業の許可に係る申請の受理 (第34条第1項)
- (4) 動物用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録に係る申請の受理 (第36条の8第2項)
- (5) 動物用高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可に係る申請の受理 (第39条第2項)
- (6) 動物用高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可更新に係る申請の受理 (第39条第4項)
- (7) 動物用医薬品特例店舗販売業の許可に係る申請の受理 (第83条の2の3第1項)

別表第3第1号の表農林水産振興部長の項専決事項の欄30 (1) 中「及び林地処分事業実施規程」を「、 林地処分事業実施規程及び森林経営規程」に改め、「第24条」の次に「、第26条の3」を加え、同欄40中 「森林環境保全整備事業及び次世代林業基盤づくり事業補助金」を「森林環境保全整備事業事業補助金」 に改め、同欄74中「次世代木材生産・供給システム構築事業の補助金」を「森林資源循環利用促進事業補 助金」に改め、同欄76を同欄77とし、同欄75の次に次のように加える。

76 林業担い手社会保障制度等充実対策事業の補助金の交付に関すること。

別表第3第1号の表建設部ダム管理事務所長の項専決事項の欄10 (1) を次のように改める。

- (1) 個人情報ファイル簿の作成 (第15条第1項)

別表第3第1号の表建設部ダム管理事務所長の項専決事項の欄10 (4) 中「第23条」の次に「、第45条の 8」を加え、同欄10に次のように加える。

- (8) 実施機関非識別加工情報の提案に係る審査 (第45条の7第1項)
- (9) 実施機関非識別加工情報の提案に係る審査結果の通知 (第45条の7第2項、第3項)
- (10) 実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結 (第45条の9)
- (11) 実施機関非識別加工情報の作成 (第45条の10第1項)

別表第3第1号の表建設部ダム管理事務所長の項専決事項の欄に次のように加える。

11 和歌山県個人情報保護条例施行規則に関する次のこと。

- (1) 個人情報ファイル簿の修正 (第2条第4項)
- (2) 個人情報ファイル簿の消除 (第2条第5項)

別表第3第2号の表有田振興局建設部長の項専決事項の欄に次のように加える。

2 有田地域における大規模氾濫減災協議会に関すること。

別表第3第2号の表有田振興局建設部長の項の次に次のように加える。

有田振興局建設部 広川出張所長	1 所属の職員の週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する こと。 2 所属の職員の時間外勤務命令に関すること。 3 所長の旅行 (管内の旅行に限る。) 及び所属の職員の旅行 (旅行期間2週間以上にわたる旅行を
--------------------	--

- 除く。)に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関すること。
- 4 所属の職員の休暇 (2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。)の承認等に関すること。
- 5 所属の職員の特殊勤務手当に係る実績の確認に関すること。

別表第3第2号の表日高振興局建設部長の項専決事項の欄に次のように加える。

2 日高地域における大規模氾濫減災協議会に関すること。

別表第3第2号の表西牟婁振興局建設部長の項専決事項の欄5を同欄6とし、同欄4の次に次のように加える。

5 西牟婁地域における大規模氾濫減災協議会に関すること。

別表第3第2号の表東牟婁振興局串本建設部長の項専決事項の欄に次のように加える。

4 東牟婁地域における大規模氾濫減災協議会に関すること。

別表第3第2号の表東牟婁振興局新宮建設部長の項専決事項の欄に次のように加える。

2 東牟婁地域における大規模氾濫減災協議会に関すること。

別表第4院長の項10 (1) を次のように改める。

(1) 個人情報ファイル簿の作成 (第15条第1項)

別表第4院長の項専決事項の欄10 (4) 中「第23条」の次に「、第45条の8」を加え、同欄10に次のように加える。

(8) 実施機関非識別加工情報の提案に係る審査 (第45条の7第1項)

(9) 実施機関非識別加工情報の提案に係る審査結果の通知 (第45条の7第2項、第3項)

(10) 実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結 (第45条の9)

(11) 実施機関非識別加工情報の作成 (第45条の10第1項)

別表第4院長の項専決事項の欄12を同欄13とし、同欄11を同欄12とし、同欄10の次に次のように加える。

11 和歌山県個人情報保護条例施行規則に関する次のこと。

(1) 個人情報ファイル簿の修正 (第2条第4項)

(2) 個人情報ファイル簿の消除 (第2条第5項)

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第17号

庁中一般
各地方機関

旅券駐在員設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

旅券駐在員設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令

旅券駐在員設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程 (平成10年和歌山県訓令第26号) の一部を次のように改正する。

第1条中「東牟婁振興局県民行政部総務課」を「東牟婁振興局地域振興部総務県民課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令第18号

庁中一般
各地方機関

検査・技術支援課分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

検査・技術支援課分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令

検査・技術支援課分室長の事務決裁等の特別取扱規程 (平成25年和歌山県訓令第9号) の一部を次のように改正する。

別表1 (3) を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。